

集会（イベント）の手続きについて

許可申請が必要な集会とは

競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を独占して利用することを指します。競技会、集会、展示会とは、人が集まって行うイベント一般をいい、運動会や地域のお祭りも含まれます。

※町会自治会の行事、教育機関が教育目的で使用する際は使用料が免除される減免手続きが必要です。

許可申請

受付期間

- 町会自治会・教育機関：使用を希望する日の3か月前の1日より予約開始
- その他の団体：使用を希望する日の2か月前の1日より予約開始

※減免手続きの場合、申請受付から許可までの審査手続き期間は、原則7日間いただいております。ただし、土日祝日、年末年始は含みません。

受付場所

長池公園自然館

受付時間

9：00～17：00（年末年始を除く）

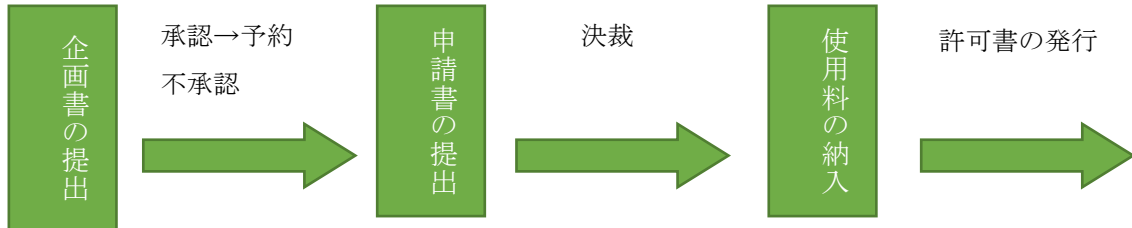
受付方法

お電話またはメールにてご相談の上、公園使用（撮影・集会）企画書をご提出ください。追って承認の可否をご連絡させていただきます。撮影を承認された場合は、公園使用許可申請書を記入の上ご提出ください。

許可書の交付

受領した申請については、使用料の納入後、許可書を交付します。

許可申請のフロー図



使用料

1公園1日あたり980円（時間の定めはありません）

許可基準

- 公園内で行われる催しとして適切な内容であること。
- 営利目的で参加費が徴収されていないこと、または参加費が実費相当額であること。

使用時間

要相談

※使用時間は搬入搬出時間を含みます。

駐車場開場時間

【長池公園】夏期（3月～9月）8：30～18：30/冬期（10月～2月）8：30～17：30

【秋葉台公園】夏期（3月～9月）9：00～17：45/冬期（10月～2月）9：00～16：45

（その他の駐車スペースは管理車両専用です。）

- 夜間の駐車はできません。
- 路上駐車や乗り入れは禁止されています。

制限される場所と内容

長池公園姿池周での大音量、音響機材の使用

禁止事項

- 公園の現状を変えるような行為はおやめください。（枝を切る・穴を掘る・施設を移動する等）
- 路上駐車はご遠慮ください。
- 無人航空機（ラジコン飛行機やドローン等）の使用は禁止です。八王子市内の公園・緑

地などでは、公園利用者の安全に配慮する必要があることから、上空通過を含めて使用できません。

- 直火厳禁です。火の取扱いについては要相談です。
- 近隣のご迷惑となるような、大きな音を出すことはできません。
- イベント終了後は清掃し、ゴミはお持ち帰りください。
- その他、公園管理上問題となる行為はしないこと。

注意事項

- **一般来園者の施設利用が優先されます。**来園者を排除・整理することや施設利用を制限することはできません。
- 条例等により施設内で禁止されている事項は、使用時にも禁止します。
- 一度納入した料金は天候の状況により使用できなかった場合でも一切返還できません。
- 注意事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、次回以降の使用を許可しない場合があります。

提出書類

窓口またはホームページ利用案内からダウンロード可能です。

- 公園使用許可申請書
- 公園使用（集会・撮影）企画書

お問合せ・送付先

八王子市都市公園指定管理者ひとまちみどり由木
〒192-0363 八王子市別所 2-58 長池公園自然館
電話番号：042-678-4616
メールアドレス：nagaike1202@pompoco.or.jp